

FAX: (096) 369-1194 ※本運動終了後(10月1日~10月13日までの間)にご提出ください。

令和3年秋の全国交通安全運動実施結果報告書

[期間:令和3年9月21日(火)~30日(木)]

事業者名

1. 期間中に発生した事故件数 (※事故報告規則に該当する事故)

発生	件	死者	名	重傷者	名
----	---	----	---	-----	---

2. 実施項目

※ 該当する方に○印をつけること

実施内容	実施	未実施
1 安全運行の確保		
(1) 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、この種事故の再発防止のため、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸し切りバスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項を着実に実施する。(※トラックにおいては、 <u>運転者の技量のチェック、運行管理・車両整備の強化、事業用設備の強化などの実施</u>)		
(2) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメントを徹底し、輸送の安全が最優先であるという意識を内部に浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。		
(3) 事業用自動車の安全運行の徹底を図るため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた取組みを推進するよう指導する。		
① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等を把握し、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理を徹底すること。		
② 過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、これら生理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを運転者に理解させるとともに、日々の点呼における疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底すること。		
③ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう、また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底すること。		
④ 運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底すること。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図ること。		
⑤ 子供、高齢者、障害者等に配慮し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図ること。		
⑥ 飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実にを行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図ること。		
⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等薬物の使用防止の指導・啓発を徹底すること。		
⑧ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。		
⑨ 車高、視野、死角、内輪差、制動距離等各自動車の構造上の特性を把握し、安全確保を徹底するよう指導すること。		
⑩ 進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置(後退警報装置、左折警報装置など)を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導すること。		
⑪ 追突事故の発生が多いことを踏まえ、その防止対策の強化を図ること。		
2 車両の安全対策の推進		
(1) 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施		
(2) 不正改造の防止		

(合計2枚報告書があります)

<p>3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>(1) 全ての座席での正しい方法によるシートベルトの着用又はチャイルドシートの使用の徹底等について指導する。</p>	
<p>①乗務員に対する適正なシートベルトの着用の徹底を指導する。</p>	
<p>②自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。</p>	
<p>③幼児等を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び製品の安全性に関する比較情報等について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。</p>	
<p>4 広報活動の推進</p>	
<p>(1) 事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。</p>	
<p>(2) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。</p>	
<p>①歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮</p>	
<p>②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	
<p>③より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発</p>	
<p>④自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性</p>	
<p>⑤飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底</p>	
<p>⑥「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止</p>	
<p>⑦不正改造の禁止・不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進</p>	
<p>⑧「迷惑駐車をしない、させない」の励行</p>	

(合計2枚報告書があります)

提出期限 10月13日(水)まで協会へ必着

「横断歩道止まって渡す『思いやり』キャンペーン」中！各事業所でもステッカーを掲げ本運動に積極的に参加し、交通安全に努めましょう！



【参考資料】

●前回、実施率が低調であった「自賠責」についての教育にご利用下さい。

万が一に備えてブックマークを

交通事故後の対応方法や対応の流れをモバイルコンテンツにて紹介しております。万が一に備えて、ブックマークしておきましょう。



(国土交通省 自動車総合安全情報より)

【飲酒運転根絶に向けて】 (全ト協)飲酒運転防止対策マニュアルより抜粋

<p>飲酒運転に対する罰則</p> <p>事故を起こさなくても違反だけで</p>	<p>飲酒運転で人身事故を起こすと</p> <p>(自動車運転致死傷罪)</p>						
<p>酒酔い運転 (道路交通法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 ●違反点数35点 *免許取消し(3年間は免許が取得できない!) 	<p>危険運転致死傷罪</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと <ul style="list-style-type: none"> 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役 負傷事故 → 15年以下の懲役 ●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと <ul style="list-style-type: none"> 死亡事故 → 15年以下の懲役 負傷事故 → 12年以下の懲役 <p>*飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷(アルコール等影響喪失罪)」が適用され、12年以下の懲役となります。</p>						
<p>酒気帯び運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 <p>違反点数と行政処分</p> <table border="1"> <tr> <td>呼吸1リットルにつき 0.25mg以上</td> <td>25点</td> <td>免許取消し (3年間の禁)</td> </tr> <tr> <td>呼吸1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満</td> <td>13点</td> <td>免許停止 (90日)</td> </tr> </table> <p>*上記の行政処分は、いずれも罰則が0点の場合です。</p>	呼吸1リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し (3年間の禁)	呼吸1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止 (90日)	<p>過失運転致死傷罪</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転に必要な注意を怠り、人を死傷させると 7年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金
呼吸1リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し (3年間の禁)					
呼吸1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止 (90日)					

※全日本トラック協会のホームページにも、教育用教材が多数掲載されています。

是非ご利用下さい！